

2 提案してみよう

3 内閣府への事前相談

① 事前相談の受付

相談したい内容が固まった段階で、内閣府への事前相談を行います。

内閣府では、それぞれの団体から寄せられた事前相談について、提案募集の対象であるか、支障事例の具体性、制度改正の必要性や効果等、様々な観点から精査します。

なお、事前相談受付時には、全国の団体から多くの相談が寄せられることから、早めにご相談いただければ、内閣府からより多くの助言を行い、支障事例・制度改正による効果が具体的に明記された、説得力をもった提案にすることが可能となります。

寄せられた事前相談を内閣府が精査する際の着眼点

- 相談内容は提案募集の対象であるか
- 支障事例や根拠法令が具体的に記載されているか
- 行政事務効率化や住民サービスの改善に資する具体的な内容が記載されているか
(制度改正の必要性や効果)
- 抽象的な理念論(「べき論」)だけの提案になっていないか
- 過去の提案募集における検討結果や、地方分権改革に関する過去の議論において、提案内容がどのように取り扱われているか
- 各府省の審議会や検討会等において、提案内容がどのように取り扱われているか
- 過去に国に相談したことはあるか(過去の国への相談内容や経緯)
- 提案団体のみならず、多くの地方公共団体においても効果のある提案内容であるか

② 事前相談を通じた支障事例・論点の明確化

現場の支障事例を、有効なデータや住民生活に影響を与えている事例などで補強することは、各府省に検討や制度改正の契機を与えるものとなります。提案団体と内閣府が協力して提案の裏付けとなる資料を整理し、制度改正を求める論点を探っていきます。

支障事例・論点の明確化のため、内閣府が行う助言の主な内容

- 過去の提案募集の議論等を踏まえ、支障を解消するために考えられる制度改正の方向性
- 各府省や団体との調整経験を踏まえ、提案の説得力を高めるため、必要と考えられる事実関係やデータの提供依頼



▶ 事前相談例



大阪府からの事前相談

空き家の所有者等を調査するにあたり、他市区町村へ郵送による戸籍の公用請求^(※1)を行っているが、件数が多い上に、大変時間もかかる(年間500件以上の公用請求を行っている市区町村もある)。市区町村の空き家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システム^(※2)を直接利用できるようにしてほしい。

内閣府からのコメント

- 所有者等を調査するために、どのくらいの件数の空き家に関して延べ何件くらい戸籍謄本等の公用請求を行ったのか、また、戸籍謄本等を請求しなければ所有者等が特定できない空き家は全体の何割程度かというようなデータがあると、より説得力が出ます。
- 空き家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システムを直接操作できるようにすることを求める提案は、戸籍の秘匿性の観点(戸籍の情報の保護や戸籍事務に対する国民の信頼の確保が求められていること)からハードルが高いため、戸籍部署の職員がシステムを操作する点については変更を求めず、戸籍情報連携システムの間接的な利用により、空き家対策担当部局の職員が本籍地に関わらず同じ市区町村内の戸籍部署へ公用請求することを可能とするよう求める提案の方が実現しやすいです。



大阪府からの提案

空き家の所有者等を特定するため、戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市区町村に対しても戸籍謄本等を公用請求できるようにしてほしい。



〔 東大阪市での事例 〕

当該年度に
市に苦情通報のあった空き家の件数と
そのうち公用請求を行った空き家の件数

- 平成30年度 117件/471件 (約25%)
- 令和元年度 72件/214件 (約34%)
- 令和2年度 58件/190件 (約31%)

左記のうち、
戸籍の公用請求を行った回数

- 平成30年度 約580回
- 令和元年度 約430回
- 令和2年度 約580回

本提案については、令和4年の対応方針において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする。」とされています。

※1 国又は地方公共団体の機関が法令に定める事務の遂行のために必要である場合において、住民票の写しや戸籍謄抄本等を請求すること

※2 国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、令和5年度に構築される新システム



この事例での
アドバイスの
ポイント

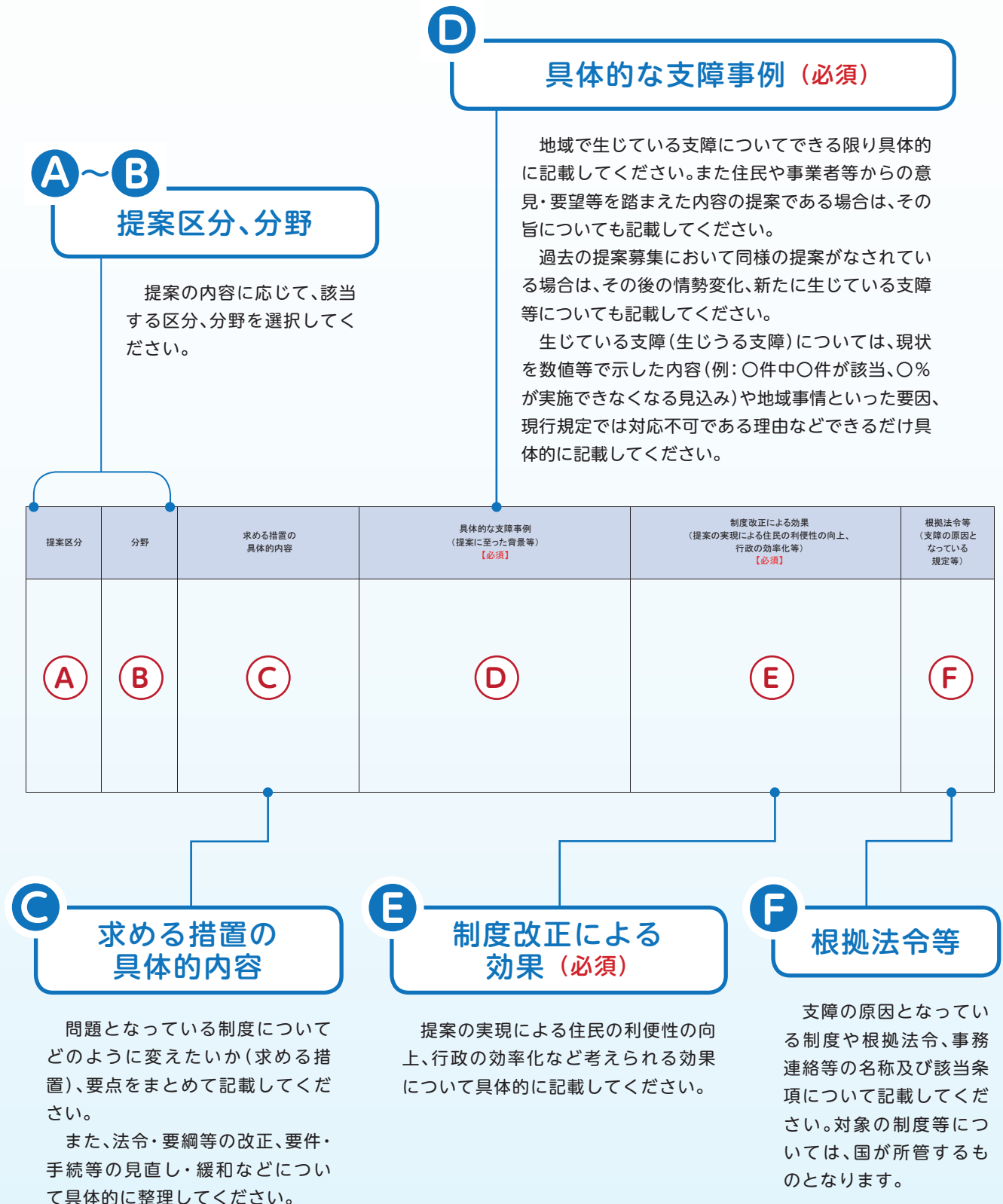
- ◎ 説得力を高めるデータの提示
- ◎ 実現可能性の高い支障解消方法

2 提案してみよう

③ 事前相談様式の記入ポイント

事前相談では、所定の様式に求める措置の内容や支障事例等といった必要事項を記載していただきます。内閣府と課題についての認識共有や議論をスムーズに行えるよう、事前相談様式への記入事項についてのポイントをご紹介します。

※令和4年の事前相談様式をもとに作成しています。



事前相談様式の記入方法等についてご質問がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

G 制度の所管・関係府省

対象となる制度や根拠法令を所管する府省名を記載してください。

H~L 団体所在都道府県、団体区分、団体名、所属・相談者名、相談者連絡先(必須)

提案団体名、相談者、連絡先等について記載してください。

P~Q 他の地方公共団体への相談内容の情報提供の可否、共同提案の受入可否

提案の説得力を高めるため、共同提案を推進しています。他の地方公共団体へ相談内容の情報提供や共同提案の受け入れの可否について記載してください。
※共同提案の詳細は(P.20~23)を参照

R その他

提案内容について特記事項等があれば記載してください。

制度の所管・関係府省	団体所在都道府県【必須】	団体区分【必須】	団体名【必須】	所属・相談者名【必須】	相談者連絡先(電話番号、メールアドレス)【必須】	相談事項に係る政府での検討経緯	貴団体による国への提案・要望等の状況、制度所管部署等への相談実績【必須】	相談事項に関する他の地方公共団体等の状況等(今後の予定も含む)	他の地方公共団体等への相談内容の情報提供の可否【必須】	他の地方公共団体等による共同提案の受入可否【必須】	その他(特記事項)
G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R

M 相談事項に係る政府での検討経緯

相談内容について過去の提案募集における検討など政府での検討状況等があれば記載してください。
※過去の提案実績の確認については、データベース(P.13)をご活用ください。

N 国への提案・要望等の状況及び制度所管部署等への相談実績

国や県等への要望、相談等実績があれば記載してください。

O 相談事項に関する他の地方公共団体の状況等

提案により生じうる留意点等に関して、他の地方公共団体等と調整を行っている等の場合には、その状況について記載してください。
また、相談内容について他の地方公共団体等においても同様の支障が生じているなど、状況を把握しているものがあれば記載してください。